

平成23年12月27日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 Wedding Dream

代表取締役 高柳さおり



ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成23年11月9日付申入書（以下、「本申入」といいます。）に対し、当社の同年11月30日付ご回答書に続き、以下のとおり、ご回答申し上げます。

当社は、社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下、「本協会」といいます。）のご指導等の下に、本協会のモデル約款を参考としながら、別紙のとおり当社の新規約案を作成いたしましたので、お知らせ致します。

以 上

現行	改定案	改定趣旨
<p>1. お申込み金 (お内金) ご契約時に規定のお内金 20 万円をお支払い頂きます。お内金は本日より 3 日以内にご入金下さい。又、お申込金に限りカード決済 (Visa・Master) もご利用頂けます。お預かりしたお申込み金は、総費用の一部とさせていただきます。</p>	<p>1. お申込み金 ご契約時に規定のお申込金 20 万円をお支払い頂きます。お申込金はご契約日より起算して 3 日以内にご入金下さい。又、お申込金に限りカード決済 (Visa・Master) もご利用頂けます。お申込金は、<u>挙式・披露宴の代金又は取消料の一部</u>とさせていただきます。</p>	<p>本協会モデル約款の用語を参考としつつ、内金とお申込金の用語を統一し、より正確でお客様に分かりやすい表現に改定いたします。</p>
<p>2. お支払い お支払いは下記の通りご入金をお願い致します。 (1) 挙式日より 45 日前までにお見送り金額 50% をご入金下さい。 (2) 挙式日の 7 日前までに最終見送り金額の差額分をご入金下さい。</p>	<p>2. お支払い 挙式・披露宴のお見送り金のお支払いは、下記の通りお申込みをお願い致します。なお、<u>挙式・披露宴当日、飲食等の発動があった場合には、挙式・披露宴終了後に代金をご帰算させていただきます。</u> (1) 挙式日より 45 日前までに同日時点のお見送り金額の 50% をご入金下さい。 (2) 挙式日の 7 日前までに最終見送り金額の差額分をご入金下さい。</p>	<p>本協会モデル約款の用語を参考としつつ、より正確でお客様に分かりやすい表現に改定いたします。</p>
<p>3. 披露宴時間と追加料金 ウェディングパーティー等のご使用開始から終了までの披露宴時間は所定のルーム料金を頂いておりますが、この時間を超過した場合は追加ルーム料金を頂戴することになります。但し次のルーム使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に於けられない場合もございますので、予めご了承下さい。</p>	<p>3. 披露宴時間と追加料金 披露宴の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めていただいた時間内とします。お客様のご都合により、あらかじめ取り決められた時間を超過した場合には、<u>所定の超過料金を頂戴いたします。</u>但し、次の施設使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に於けられない場合もございますので、予めご了承下さい。</p>	<p>本協会のモデル約款を参考により正確な表現に改定いたします。</p>
<p>4. ご出席人数の確認 お料理等をご用意する人数の変更は披露宴当日の 14 日前までとさせていただきます。それ以降は全ての手配が完了しておりますので、披露宴当日にご出席されるお客様が減少した場合でも料金は頂戴させていただきます。</p>	<p>4. ご出席人数の確認 当館が指定した日時 (原則として挙式日の 14 日前) に最終人数を確定させて頂きます。最終人数を確定した後、披露宴に出席されるお客様が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了している場合は、<u>その手配が完了している限り、その料金を頂戴いたしません。</u>また、すでに発注、その他手配が完了しており変更できない別注品については、その料金を頂戴いたします。なお、「別注品」とは、お客様の特別な要望によりオリジナルデザインによる作成、ネーム、刻印等を施すことにより再販売の出来ない商品として別表に記載するものを指します。</p>	<p>本協会のモデル約款を参考としながら、現行の人数確定期限である披露宴当日の 14 日前以降に生じた人数減少の場合にも料金の変更を認めるように改定いたします。</p>
<p>5. ウェディングパーティーの取消料 既にご契約頂きましたウェディングパーティーの取消及び順延の場合は下記の取消料を頂戴させていただきます。(ご予約日より遡って日数を計算致します。)</p>	<p>5. 挙式・披露宴の取消料 既にご契約頂きました挙式・披露宴の取消及び順延の場合は下記の取消料を頂戴させていただきます。(ご予約日より遡って日数を計算致します。) お申込金は、<u>取消料に充当させていただきます。</u>また、お見送り金額とは解約時点のお見送り金額を指します。</p>	<p>取消料については、本協会モデル約款における取消料の算定方法を参考とし、当社における再販可能性を具体的に考慮した上で、平均的損害額に基づき取消料の割合を算出いたしました。</p>

●ウェディングパーティー取消の場合

ご契約日～180日前まで	お内金 20万円
179日前～90日前まで	お内金 20万円・施設貸切料 100%・基本料金 50%・及び実費総額
89日前～30日前まで	お内金 20万円・施設貸切料 100%・基本料金 100%・及び実費総額
29日前～15日前まで	お見積り金額の 80%
14日前～当日	お見積り金額の 100%

※基本料金:最低料金単価のお料理代金とお飲み物代金の合計にお申し込み人数を乗じたもの

●ウェディングパーティー順延の場合

ご契約日～180日前まで	2回目以降の日程変更手数料 5万円(1目無料) <注 1> 及び実費総額 <注 2>
179日前～90日前まで	お内金 20万円・施設貸切料 100%・基本料金 50%・及び実費総額
89日前～30日前まで	お内金 20万円・施設貸切料 100%・基本料金 100%・及び実費総額
29日前～15日前まで	日程変更は承れません。(お取消扱いとさせていただきます)
14日前～当日	日程変更は承れません。(お取消扱いとさせていただきます)

※基本料金:最低料金単価のお料理代金とお飲み物代金の合計にお申し込み人数を乗じたもの

<注 1> 日程変更手数料としてお内金とは別に申し受けます。(既にお酒かりしているお申し込み金 20万円は、新たな日程でのお内金に充当致します。)<注 2> 挙式・披露宴実施予定日から 29 日前までの日程変更に関しては、お内金 20万円及び日程変更手数料として申し受けました金額(実費を除く)を、当初お申し込み日より起算して向かう 1 年間に当館において挙式・披露宴をご利用頂いた場合、全額お内金として有効とさせていただきます。

●挙式・披露宴取消の場合

①前日を含む 365 日以前	お申込金の 25%
②364 日目以降 240 日まで	お申込金の 50%
③239 日目以降 180 日まで	お申込金の全額及び印刷物等の実費
④179 日目以降 120 日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 10%及び印刷物等の実費
⑤119 日目以降 90 日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 20%及び印刷物等の実費
⑥89 日目以降 60 日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 30%及び印刷物等の実費
⑦59 日目以降 31 日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 40%及び印刷物等の実費
⑧30 日目以降 15 日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 45%及び印刷物等の実費並びにその他外注商品等の解約料の額、別注品の全額
⑨1 4 日目以降前日まで	お見積額(サービスタ料を除く)の 50%及び納品済み物品等の実費並びにその他外注商品等の解約料の額、別注品の全額
⑩当日	お見積額(サービスタ料を除く)の全額

※ 衣装等別途ご利用規約の定められているものは、その定めによるものとします。

※ 外注商品とは、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。

●挙式・披露宴順延の場合

挙式・披露宴の予定日より 180 日前までのご日程変更は 1 回に限り、無料です。2 回目以降の日程変更については、事務手数料として 5 万円(別添費額)を承ります。

挙式予定日より 180 日以内の変更は取消の場合として前項に準じた取り扱いとさせていただきます。ただし、挙式・披露宴実施予定日の 30 日前までに変更後の挙式・披露宴の日程を確定した上で順延のご連絡を頂いた場合で、かつ順延後の挙式・披露宴実施予定日がお申込金相当額(及び日程変更手数料を頂いている場合)に満たない場合は、お申込金相当額(及び日程変更手数料)の一部に充当いたします。

お見積金額については、サービスタ料を除くものとします。なお、お見積金額を取消料の算定根拠とするものの合理性に関して、当社と致しましては、お見積金額はお客様と当社が事前にウェディングパーティーの内容について詳細なお打ち合わせを重ねた上で内容を確定するものであるため、お見積金額がそのまま契約代金となる見込みが極めて高い金額であることから考えますと、お見積金額を取消料の算定基準とすることには一定の合理性があるものと考えております。他方、仮にお見積金額を算定基準としない場合には、当社としては、ウェディングパーティー当日より以前にお見積金額に基づきお客様にご発注いただき、当該発注金額を取消料の算定基準とすることも可能ではございませんが、そのような対応はむしろお客様のご負担が重くなるため採用いたしません。従って、当社は本協会のモデル約款も参考としつつ、取消料の算定基準としてはお見積金額を採用いたします。

順延の場合は、既に契約した当初予定目での契約の取消しの場合と考え、前項の取消しの場合に準じた取り扱いとすることを明記した上で、一定の条件を満たす順延の場合には、お申込金(及び日程変更手数料)相当分は順延後の挙式・披露宴代金の一部に充当させて頂く扱いとすることを記載いたしました。内容が不明確とご指摘を頂いた注 1 及び注 2 については、削除いたしました。

<p>6. 取扱商品（<u>アイテムを含む</u>）のキャンペーンについて 取扱商品のキャンペーンにつきましては、披露要当日の1か月前までは承ります がそれ以降につきましては総額の100%を頂きます。</p>	<p>6. 外注商品のキャンペーンについて 外注商品のキャンペーンにつきましては、外注発注の関係上、「外注商品一覧」 において商品・サービス毎に別途定めるキャンセル料発生目に基づき変費及び梱 約料のご負担をお願い申し上げます。</p>
<p>8. 損害賠償 お客様（お客様全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された業者 の方々は、施設・什器・備品等を破損しないようご注意ください。また、お願 い致します。もしお施設の故意又は過失により、施設・什器・備品等の破損等の 修復に關してご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行な うか、又はその損害賠償をご負担下さいますようお願い致します。</p>	<p>8. 損害賠償 お客様（お客様全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された業者 の方々は、施設・什器・備品等を破損しないようご注意ください。また、お願 い致します。もしお施設の故意又は過失により、施設・什器・備品等の破損等の 損害が発生しました場合は、その修復に要する費用をご負担頂きます。</p>
<p>9. 解約 既にご契約頂きましたウェディングパーティーに於いても以下の場合には解約 させていただきます。 1) 法令及び公序良俗違反のおそれがあると判断した場合。他のお客様に迷惑 のかかるおそれがあると判断した場合。 2) 天災その他の事由により会場の使用が出来ないと当館が判断した場合。 尚、上記の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは 致しかねますのでご了承下さい。 但し、申込金、準備金はお返し致します。</p>	<p>9. 解約 既にご契約頂きました形式・披露要に於いても以下の場合には解約させて頂 きます。 1) お客様が指定暴力団・暴力団関係者・暴力団関係団体又は関係者であるこ とが判明した場合。 2) 法令及び公序良俗違反のおそれがあると判断した場合。 3) 他のお客様に迷惑のかかるおそれがあると判断した場合。 4) 天災その他の事由により会場の使用が出来ないと当社が判断した場合。 なお、上記の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは 致しかねますのでご了承下さい。 但し、お申込金、既に受領済みの金員については、返還いたします。</p>
<p>10. 禁止行為 次に挙げる項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さ いますようお願い申し上げます。 1) 盲導犬・介助犬以外の犬・猫か鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。 2) 発火・引火性の物品、また当館が危険と判断する物品の持ち込み。 3) 悪臭を発生するものの持ち込み。 4) とばく等風紀を乱す行為又はお客様に迷惑になる様な言動。 5) 備品の移動・損傷・汚損・使用目的以外のご利用。 6) 飲食物の持ち込み。 7) その他法令で禁じられている行為</p>	<p>10. 禁止行為 次に挙げる項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さ いますようお願い申し上げます。 1) 盲導犬・介助犬以外の犬・猫か鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。 2) 発火・引火性の物品、また当館が危険と判断する物品の持ち込み。 3) 悪臭を発生するものの持ち込み。 4) とばく等風紀を乱す行為又はお客様に迷惑になる様な言動。 5) 備品の移動・損傷・汚損・使用目的以外のご利用。 6) 飲食物の持ち込み。 7) その他法令で禁じられている行為</p>
<p>特記事項 1. 原則お客様からの婚約商品のお持ち込みは、お断りさせていただきます。やむ を得ず持ち込みが発生した場合は、一切の特典やお値引きは無効となりま</p>	<p>特記事項 1. 原則お客様からの婚約商品のお持ち込みは、お断りさせていただきます。やむ を得ず持ち込みが発生した場合は、一切の特典やお値引き</p>

<p>すので予めご了承ください。</p> <p>2. 演出等（例：花火演出、写真撮影、ビデオ撮影、ビデオ撮影）万が一、挙式・披露宴の際に演出ができなかった場合、又は何らかの不備が生じた場合は、該当商品の料金の返金を持ってご容赦願います。</p> <p>3. いかなる理由でもお値引きなど過度の強要が生じた場合は、ご婚礼規約第9条(1)の項の適用により代金の返金（但し、ご招待状等解約の時点で発注、または納品済の商品につきましては、別途ご請求）をもってご婚礼契約を解約させて頂く場合がございます。</p>	<p>きは無効となりますので予めご了承ください。</p> <p>(旧2号削除)</p> <p>2. いかなる理由でもお値引きなど過度の強要が生じた場合は、ご婚礼規約第9条の場合に類して代金の返金（但し、ご招待状等解約の時点で発注、または納品済の商品につきましては、別途ご請求）をもってご契約を解約させて頂く場合がございます。</p>	
---	--	--

外注商品一覧（仕入・外注手配日に基づくキャンセル料発生日）

下記の日程基準に基づき、仕入及び外注先への手配を行いません。下記に定める挙式日からの日程以降でキャンセルされた場合、外注先から請求されたキャンセル料の総額及び実費総額を申し受けます。

No.	項 目	仕入・外注手配発生日
1	装 花	14日前
2	ブーケ・花束	14日前
3	印 刷	実費
	（招待状）	発注日以降は実費を申し付けます
	（席次表）	発注日以降は実費を申し付けます
	（メニュー）	発注日以降は実費を申し付けます
4	演 奏	30日前
5	司 会 者	30日前
6	音 響 ・ 照 明	30日前
7	介 添	30日前
8	挙 式 料	80%が人材外注のため30日前、その他はキャンセル料に含みます。
9	美 容 ・ 着 付	30日前
	（前撮り）	30日前
	（当日）	30日前
10	エ ス テ	エステ実施前の予約時まで（約35日前）
11	衣 装	ドレスのご利用規約に基づきます。
	（前撮り）	ドレスのご利用規約に基づきます。
	（当日）	ドレスのご利用規約に基づきます。
12	写 真	30日前
	（前撮り）	30日前
	（当日）	30日前
	（焼き増し）	申し込み時or30日前
13	ビ デ オ	30日前
14	引 出 物	15日前
15	引 菓 子	30日前
16	芳 名 帳	15日前
17	引 出 物 袋	15日前
18	ク ロ ス 代	14日前
19	演 出 品	14日前
20	送 迎 バ ス	14日前
21	タ ク シ ー	前日
22	そ の 他	各業者との取り決めに基づくものとします。

別注品

1	演出・パーティアイテム	ウェルカムボード・刻印を施すクリスタル製品・ワイン・シャンパン等
2	引き菓子	オリジナルデザイン・ネーム等を入れた製品
3	マジパン・飴細工	オリジナルウエディングケーキの装飾としての飴細工・マジパン
4	その他	ネーム・メッセージ・刻印等を施す商品類